

(仮称) 下北沢東自転車等駐車場の開設及び指定管理者の選定について

(付議の要旨)

(仮称) 下北沢東自転車等駐車場を整備開設し、区自転車条例の一部を改正するとともに、指定管理者を公募により選定する。

1 . 主旨

小田急線下北沢駅周辺は自転車等駐車場が大幅に不足しており、「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画中間見直し」において、将来需要推計に基づく今後整備が必要な台数を、約 1 , 7 0 0 台としている。

また、平成 2 7 年度策定の小田急線上部(茶沢通り以東地区)施設整備計画では、駐輪場等の設置を考慮した緑地・小広場を整備することとしており、緑地・小広場整備により創出される空間を有効活用し、区自転車条例第 3 条第 1 項及び「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画中間見直し」に基づき、(仮称) 下北沢東自転車等駐車場を整備する。施設管理は区自転車条例第 2 3 条に基づき、指定管理者により行う。

なお、施設開設に合わせて、区自転車条例の一部を改正するとともに、指定管理者の候補者を公募により選定する。

2 . 施設の概要

(1) 施設名 (仮称) 下北沢東自転車等駐車場

(2) 所在地 世田谷区北沢一丁目 4 6 番先 (別紙 1 参照)

(3) 概 要 (別紙 2 参照)

施設面積 1 0 0 m²

設 備 自転車用ラック、精算機

収容台数 自転車 9 8 台

管理方式 電磁ラックによる無人管理
(巡回あり、2 4 時間運営)

運営方法 指定管理者による

整備費用 約 1 , 8 6 0 万円 (自転車等駐輪場機器類のみ)

(4) 開設日 平成 3 0 年 4 月 1 日 (予定)

3 . 指定管理者制度適用の理由、効果

既存の自転車等駐車場については、指定管理者制度を既に導入しており、管理経費の削減や利用者ニーズに対しての適切かつきめ細かな対応を行っている。当該施設についても同様の効果が見込まれるため、指定管理者制度を適用する。

4. 指定管理者の指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

他の自転車等駐車場の指定管理期間が平成33年3月31日までであり、次期指定管理期間を合わせることで効率的に管理運営するため5年未満とする。

5. 指定管理者の選定方法

区自転車条例の一部改正を条件として、指定管理者の指定に向け、公募により候補者を選定する。

6. 審査体制

（1）選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立自転車等駐車場指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

（2）選定委員会の所掌及び構成

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準等

区自転車条例第23条の2に定める選定基準に基づき選定を行う。

【選定基準】

区民の平等利用を確保した運営ができる。

区立自転車等駐車場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができる。

区立自転車等駐車場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有している。

8. 自転車条例の一部改正

区自転車条例第12条の別表第1に新設する自転車等駐車場（施設名、所在地）を追加する。

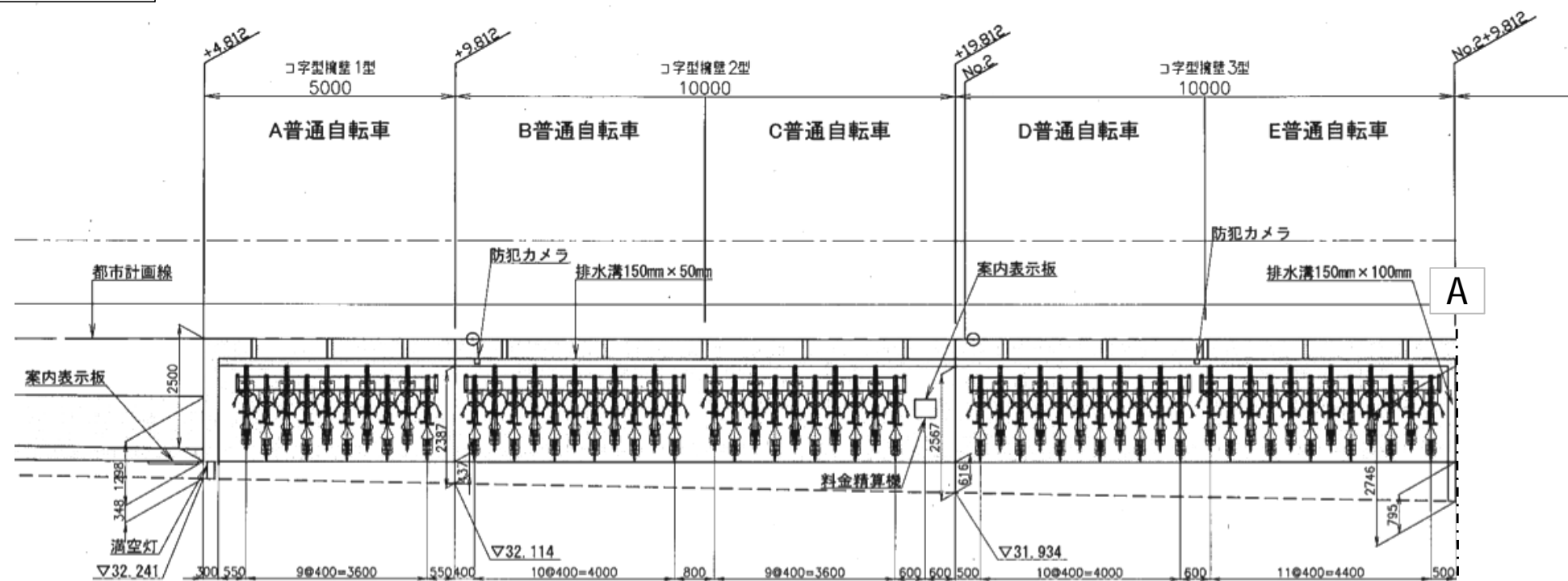
9. 今後のスケジュール

平成29年5月	公共交通機関対策等特別委員会報告（開設、選定方法）
6月～9月	公募及び選定
7月	着工
11月6日	政策会議報告（選定結果）
11月	公共交通機関対策等特別委員会報告（選定結果、条例改正） 第4回区議会定例会提案（指定管理者等、条例改正）
平成30年3月	竣工
4月 1日	施設開設、指定管理者による管理開始

案内図

世田谷区北沢1丁目46番先





東北沢駅側

